

オンライン診療における対面診療の要件緩和と対象疾患の拡充

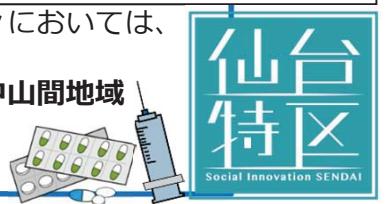
新規提案

H31.4.26 仙台市提出

①オンライン診療における対面診療の要件緩和と対象疾患の拡充について

現状・課題

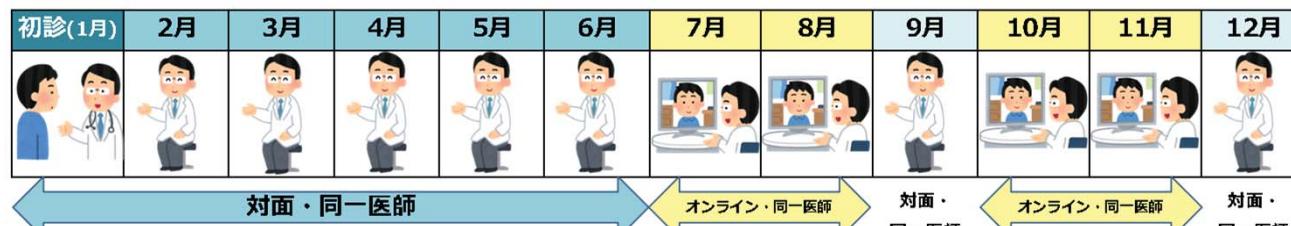
- オンライン診療に対して、特に都市部の働き世代や、本市の西部地区など中山間地域の医療アクセスの悪い方々においては、再診や軽度な疾患等による通院負担を軽減したいニーズがある。
- 医師側にも導入に対する潜在的ニーズはあるものの、本市でオンライン診療に取り組んでいる医師は**都市部、中山間地域ともにごくわずか**。
- オンライン診療の診療報酬の要件がボトルネックとなり進まないことが課題。



現行制度

オンライン診療料算定要件（平成30年度）

※オンライン診療の再診の場合、国民皆保険対象の疾患のみが算定の対象



- 初診から6月以上経過し、初診から6月は毎月同一の医師が対面診療を行うこと。
- 最低3月に1度は対面診療を行うこと。対面診療とオンライン診療は、同一の医師が行うこと。
- 「オンライン診療料が算定可能な患者」に定める10の慢性疾患であること。

※オンライン診療料が算定可能な患者

- 特定疾患療養管理料・小児科療養指導料
- てんかん指導料・難病外来指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 地域包括診療料・認知症地域包括診療料
- 生活習慣病管理料・在宅時医学総合管理料
- 精神科在宅患者支援管理料

上記を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理に係る初診から6月以上を経過した患者

緩和案

オンライン診療料における再診の場合の要件緩和と、算定可能な患者の対象疾患を拡大！



「オンライン診療料が算定可能な患者」の対象疾患 + 軽度な疾患

- 「初診から6月以上を経過」と「最低3月に1度は対面診療」を緩和し、初診後はオンライン診療を可とする
- 同医療機関であれば、初診と非同一の医師でも可とする
- 対象疾患に、国民皆保険対象の軽度な疾患を加える（例：花粉症など）

○ 再診に対する要件の緩和と対象疾患の拡大で、オンライン診療の導入を促進

（オンライン診療とセットで活用する、国家戦略特区制度のオンライン服薬制度の推進にも寄与）

○ 特定の医師の負担を軽減、医療機関の柔軟な診療体制を支援

○ 軽度の疾患の場合、初診のみの対面で済むことで、働き世代や医療アクセスの悪い地域の方々の通院負担が軽減

